

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年9月9日

月曜日

第5278号

## 目次

### 公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	1
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	2

////////////////////////////////////

## 公 告

////////////////////////////////////

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

PLANT-3 滑川店 滑川市上島 460番1

2 店舗を設置する者 株式会社滑川興産

3 変更事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばきを行うことができる時間帯 / 6:00~21:30

(変更後) 荷さばきを行うことができる時間帯 / 24時間

4 変更の日 令和6年9月21日

5 変更の理由 物流の配送計画の変更により、荷さばき時間帯を延長するため

6 届出の日 令和6年8月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年9月9日から令和7年1月9日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 富山大広田ショッピングセンター  
富山市中田東砂無 220-11外79筆
- 2 店舗を廃止する者 アルビス株式会社
- 3 廃止前の店舗面積の合計 6,292㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和6年2月29日
- 6 廃止の理由 店舗を閉店したため